

訪問看護・介護予防訪問看護
重要事項説明書

社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup> 済生会支部鹿児島県済生会

済生会鹿児島地域福祉センター
なでしこ訪問看護ステーション

なでしこ訪問看護ステーション 重要事項説明書

◆目次◆

重要事項説明書

1. 事業者	3
2. 事業所の概要	3
3. 事情実施地域及び営業時間	4
4. 職員の体制	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
6. サービスの利用に関する留意事項	12
7. 事故発生時の対応	13
8. 苦情の受付について	14
9. 訪問看護医療 DX 情報活用について	14
10. 医療保険の料金等について	15
11. 保険外の有償サービスについて	17
12. <付属文書>	18

Ⅱ. 重要事項説明書

【令和5年4月1日改訂】

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 4660190051)

当事業所はご契約者に対して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部鹿児島県済生会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号 |
| (3) 電話番号 | 0996-23-5221 |
| (4) 代表者氏名 | 支部長 揚松 龍治 |
| (5) 設立年月 | 昭和27年8月 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)事業
平成12年4月1日指定 |
| (2) 事業の目的 | 疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある高齢者又はこれに準ずる状態にある高齢者に対し、主治医の「訪問看護(介護予防訪問看護)指示書」に基づき「訪問看護(介護予防訪問看護)事業」を公益事業として実施し、在宅要介護高齢者及び在宅要介護者の療養上の世話又は必要な診療の補助を目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | なでしこ訪問看護ステーション 平成6年12月28日指定 |
| (4) 事業所の所在地 | 鹿児島県鹿児島市小野町2427番2 |
| (5) 電話番号 | 099-281-9292 |
| (6) 事業所長(管理者)氏名 | 川畑 まゆみ |
| (7) 当事業所の運営方針 | 訪問看護(介護予防訪問看護)計画に基づき、病状の観察、主治医への報告、入浴介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努める。 |
| (8) 開設年月 | 平成7年1月4日 |

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鹿児島市（旧吉田町・桜島地域・喜入町を除く）
日置市(旧伊集院町)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までは、利用者の状況に応じて対応する。
営業時間	原則として 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	原則として 8時30分～17時15分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	備考
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名	管理者は訪問看護師兼務
2. 訪問看護師など	2	3以上	2.5	2.5名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、訪問看護(介護予防訪問看護)サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

☆平成27年度介護保険制度改正に伴い、平成27年8月から「一定以上所得者の負担割合の見直し」がなされます。所得条件によっては、1割負担から2割負担へ変更となる方もあります。サービスご利用時は「介護保険負担割合証」をサービス事業所へ提出下さい。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問看護(介護予防訪問看護)サービス計画に定められます。

①訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの概要

○健康相談

- …健康のチェックと助言(血圧・体温・呼吸・脈拍)
- …特別な病状の観察と助言

○日常生活の看護

- …清潔のケア
- …食生活のケア
- …排泄のケア
- …療養環境整備のアドバイス
- …寝たきり予防のためのケア
- …コミュニケーションの援助

○在宅リハビリテーション看護

- …体位交換、関節などの運動や動かし方の指導
- …日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴・歩行など）
- …福祉用具（ベッド・ポータブルトイレ・補聴器・車椅子・食器など）の利用相談
- …外出・レクリエーションの支援
- …生活の自立・社会復帰への支援

○精神・心理的な看護

- …不安な精神・心理状態のケア
- …生活リズムの調整
- …社会生活への復帰援助
- …事故防止のケア
- …服薬のケア
- …リラックスのためのケア
- …介護者の精神的支援及び介護負担に関する相談

○認知症の看護

- …認知症への対応方法指導や相談
- …生活リズムの調整
- …レクリエーションの援助
- …事故防止のケア

○検査・治療促進のための看護

- …病気への看護と療養生活の相談
- …床ずれ・その他創部の処置
- …医療機器や器具使用者のケア
- …服薬指導・管理
- …その他、かかりつけの医師の指示による処置・検査

○終末期の看護

②サービス利用料金

サービスについて、平常の時間帯での料金は次の通りです。

(訪問看護)

サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
1. 利用料金	3,140円	4,710円	8,230円	11,280円
2. うち、介護保険から 給付される金額(自己負 担1割の場合)	2,826円	4,239円	7,407円	10,152円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	314円	471円	823円	1,128円

(予防訪問看護)

サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
1. 利用料金	3,030円	4,510円	7,940円	10,900円
2. うち、介護保険から 給付される金額(自己負 担1割の場合)	2,727円	4,059円	7,146円	9,810円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	303円	451円	794円	1,090円

※準看護師が行なう場合は上記利用料金所定額の 100 分の 90 に相当する料金を算定します。

※①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く。）[10%減算]

②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合 [15%減算]

③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合）[10%減算]

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問看護(介護予防訪問看護)計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて看護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%

早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%

深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

③各加算について

A 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（介護予防訪問看護を含む）

当事業所は、24 時間体制となっておりますので、計画以外の緊急時訪問を必要とされる利用者に対しては下記利用料金で緊急時訪問を利用することが出来ます。

1. 利用料金	5,740 円	1 ヶ月当りの利用料金です。 (緊急時訪問が無い月でも、 複数回訪問の月でも同額の 料金が加算されます。)
2. うち、介護保険から 給付される金額（自己 負担 1 割の場合）	5,166 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額（1 - 2）	574 円	

緊急時訪問看護加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

B 特別管理加算

特別な管理を必要とする利用者に対しては、別に厚生労働大臣が定める区分に応じて下記利用料金が加算されます。

特別管理加算（Ⅰ）

1. 利用料金	5,000 円	1 ヶ月当りの利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額(自己負 担 1 割の場合)	4,500 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額（1 - 2）	500 円	

□特別管理加算（Ⅱ）

1. 利用料金	2,500 円	1ヶ月当りの利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額(自己負 担1割の場合)	2,250 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	250 円	

※特別管理加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

C 長時間訪問看護加算

□特別管理加算の対象者で、1時間30分を越える訪問看護を行った場合、1日につき300単位が加算されます。

D ターミナルケア加算

□ターミナルケアを行った場合は下記利用料金が加算されます。

1. 利用料金	25,000 円	該当月の利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額（自己 負担1割の場合）	22,500 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	2,500 円	

※「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携のうえ対応します。

※ターミナルケアの実施にあたっては、居宅介護支援事業所等と十分な連携を図ります。

E-1 初回加算（Ⅰ）

□新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に初回訪問を行った場合に所定単位数を加算する。

1. 利用料金	3,500 円	該当月の利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額（自己 負担1割の場合）	3,150 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	350 円	

E-2 初回加算（Ⅱ）

□新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した翌日以降に初回訪問を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

1. 利用料金	3,000 円	該当月の利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額（自己 負担1割の場合）	2,700 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	300 円	

F 退院時共同指導加算

1. 利用料金	6,000 円	該当月の利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額（自己 負担1割の場合）	5,400 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	600 円	

G 看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、利用者に係わる計画の作成の支援を行った場合に加算されます。

1. 利用料金	2,500 円	該当月の利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額（自己 負担1割の場合）	2,250 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	250 円	

H 複数名訪問加算（Ⅰ）

必要に応じ2人の看護師が同時に訪問看護を行った場合に加算されます。

1. 利用料金 (30分未満)	2,540 円	1回当りの利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額（自己 負担1割の場合）	2,286 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	254 円	

1. 利用料金 (30分以上)	4,020 円	1回当りの利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額（自己 負担1割の場合）	3,618 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	402 円	

複数名訪問加算（Ⅱ）

看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合に加算されます。

1. 利用料金 (30 分未満)	2,010 円	1 回当りの利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額 (自己 負担 1 割の場合)	1,809 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1 - 2)	201 円	

1. 利用料金 (30 分以上)	3,170 円	1 回当りの利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額 (自己 負担 1 割の場合)	2,853 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1 - 2)	317 円	

I 定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して算定されます。

1. 利用料金	29,610 円	1 月当りの利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額 (自己 負担 1 割の場合)	26,649 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1 - 2)	2,961 円	

要介護 5 の者に訪問看護を行う場合の加算

1. 利用料金	8,000 円	1 月当りの利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額 (自己 負担 1 割の場合)	7,200 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1 - 2)	800 円	

* 医療保険の訪問看護を利用している場合、97 単位/日の減算

J 訪問看護ステーションの理学療法士による訪問看護 (一回あたり 20 分)

1. 利用料金	2,940 円	1 回当りの利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額 (自己 負担 1 割の場合)	2,646 円	
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1 - 2)	294 円	

※1日3単位以上の場合は100分の90の額

※当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えた場合は1回の訪問につき8単位を所定単位数から減算する。

※緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない場合、1回につき8単位を所定単位数から減算する。

訪問看護ステーションの理学療法士による介護予防訪問看護（一回あたり20分）

1. 利用料金	2,840円	1回当りの利用料金です。
2. うち、介護保険から 給付される金額（自己 負担1割の場合）	2,556円	
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	284円	

※1日3単位以上の場合は100分の90の額

※当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えた場合は1回の訪問につき8単位を所定単位数から減算する。

※緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない場合、1回につき8単位を所定単位数から減産する。

※12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問を行う場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算する。

K サービス提供体制強化加算

指定訪問看護を行った際、一回につき6単位を、定期巡回については1月につき50単位を所定単位数に加算。

交通費については通常の実施地域、実施地域以外共に徴収しません。

④ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

⑤介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(訪問看護)

20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
3,140円	4,710円	8,230円	11,280円

(介護予防訪問看護)

20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
3,030円	4,510円	7,940円	10,900円

☆平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- 早朝（午前6時から8時まで）：25%
- 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

介護保険給付の支給限度額を超える理学療法士によるサービス
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

一回（20分）あたり、 理学療法士による訪問看護 2,940円 理学療法士による介護予防訪問看護 2,840円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

下記のいずれかの方法にてお支払下さい。

- ① 毎月末締め翌月10日以降請求、20日までに契約者指定口座からの自動引き落とし
◆指定口座からの自動引き落としの取り扱い金融機関◆
 - ・ゆうちょ銀行（1回につき10円の取り扱い手数料が必要となります。）
 - ・鹿児島銀行（1回につき110円の取り扱い手数料が必要となります。）*誠に恐れ入りますが、手数料はご利用者様のご負担とさせていただきます。
*20日に引き落としができず、再度引き落とし手続きをさせていただいた場合も更に手数料が発生いたしますので、ご了承ください。

- ② 毎月末締め翌月10日以降請求、20日までに指定口座への振り込み
◆振り込み指定口座◆
 - ・鹿児島銀行 武岡団地支店 普通預金 395217

社会福祉法人恩賜財団済生会支部鹿児島県済生会
なでしこ訪問看護ステーション
管理者 川畑 まゆみ

- ③ 引き落とし、振り込みが困難と判断した場合のみ、現金徴収とさせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス提供時に、担当の訪問看護師を決定します。
ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問看護師の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。

②事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。
訪問看護師を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問看護(介護予防訪問看護)サービス実施のために必要な電気・ガス・水道等は無償で使用させていただきます。

(4) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、ご契約者に対する訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者もしくはその家族等からの金品等の授受②ご契約者の家族等に対する訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの提供③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

(5) 虐待の防止について

訪問看護師は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次にあげるとおり必要な処置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者及び責任者に管理者を選定します。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③訪問看護師に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ④虐待防止のための指針を作成します。

(6) 身体拘束の防止について

訪問看護師は、利用者の尊厳ある生活を阻む身体拘束の防止のために、次にあげるとおり必要な処置を講じます。

- ①身体拘束防止に関する担当者及び責任者に管理者を選定します。
- ②訪問看護師に対する身体拘束防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ③利用者の生命・身体を保護するためにやむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の三原則に照合して判断します。
- ④やむを得ず身体拘束を行う場合は、家族の同意を得て、拘束の必要性、方法、拘束時間など具体的に記録に残します。
- ⑤身体拘束防止のための指針を作成します。

(7) 感染症の予防及びまん延防止について

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- ③感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- ④訪問看護師の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(8) 業務継続計画の策定等

- ①感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ②感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。
- ③感染症や災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

7. 事故発生時の対応

- 利用者に対する指定訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、主治医、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 発生した事故の状況及び、事故に際して採った処置について記録することとします。
- 利用者に対する指定訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 事故が生じた際は事故の原因を解明し、再発生を防止するための対策を講じます。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 (担当者) (職名)
川畑 まゆみ 管理者 (看護師)
電話番号 099-281-9292
- 苦情解決責任者 (責任者) (職名)
大迫 良代美 管理責任者
電話番号 099-202-0710
- 受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	所在地 鹿児島市山下町11番1号 電話番号 099-216-1280 FAX 099-219-4559 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町7-4 電話番号 099-213-5122 FAX 099-250-4307 受付時間 8:30～17:00
鹿児島県社会福祉協議会 事務局長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町1-7 電話番号 090-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 8:30～17:00

9. 訪問看護医療 DX 情報活用について

- 当ステーションは、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の利用による請求を行っています。
- 当ステーションは、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有しています。
- 当ステーションは、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しています。
- 当ステーションは、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています。
- マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

10. 訪問看護療養費（医療保険）

以下のサービスにつきましては、医療保険の負担割によって利用料金が算定されます。

□訪問看護基本療養費

- (イ) 週3日まで : 5,550 円/日
週4日以降 : 6,550 円/日
- (ロ) 准看護師による場合
週3日まで : 5,050 円/日
週4日以降 : 6,050 円/日
- (ハ) 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥創ケアに係わる専門の研修を受けた看護師による場合 12,850 円

□複数名訪問看護加算

- (イ) 保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と同時に指定訪問看護を行う場合 4,500 円
- (ロ) 准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合 3,800 円
- (ハ) 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員 3,000 円
が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合
(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)
- (ニ) 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合
(別に厚生労働大臣が定める場合に限る。)
 - (1) 1日に1回の場合 3,000 円
 - (2) 1日に2回の場合 6,000 円
 - (3) 1日に3回以上の場合 10,000 円

□夜間早朝訪問看護加算 2,100 円

- 夜間 (午後6時から午後10時まで)
- 早朝 (午前6時から午前8時まで)

□深夜訪問看護加算 4,200 円

- 深夜 (午後10時から午前6時まで)

□訪問看護管理療養費

- 月の初日 : 7,670 円
- 2回目以降 : 3,000 円 *訪問看護療養費1を算定

□その他の加算など

難病等複数回訪問看護加算 (1日に複数回の訪問看護を受けた合)

- 2回 : 4,500 円 ※同一建物内3人以上は4,000 円
- 3回 : 8,000 円 ※同一建物内3人以上は7,200 円

□24時間対応体制加算

6,520 円/月

<input type="checkbox"/> 特別管理加算	
気管カニューレ・留置カテーテルを使用している方 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持 続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている方	
	5,000 円／月
在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管 理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在 宅自己疼痛管理指導管理・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅肺高 血圧症患者指導管理などを受けている方 真皮を超える褥創の状態にある者 ドレーンチューブを使用している方 人工肛門・人工膀胱を設置している方 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方	2,500 円／月
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携強化加算	2,500 円／月
(訪問看護ステーションが喀痰吸引等の業務を行う介護職員等 の支援を行った場合)	
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算	毎月 14 日目まで 2,650 円／日 毎月 15 日目以降 2,000 円／日
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	5,200 円／週 1 日
<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算	3,000 円／月
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円／月
<input type="checkbox"/> 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携強化加算	2,500 円
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	8,000 円
<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	2,000 円
<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	6,000 円
<input type="checkbox"/> 長時間による退院支援指導加算	8,400 円
<input type="checkbox"/> 訪問看護情報提供療養費	1,500 円
<input type="checkbox"/> 訪問看護ターミナル療養費 1	25,000 円
<input type="checkbox"/> 訪問看護ターミナル療養費 2	10,000 円

上記内容につきましては、医療保険法に基づいた利用料となっております。料料
などでご不明な点は、ご遠慮なくご質問ください

1 1. 保険外の有償サービス

長時間訪問看護サービス

所定の訪問看護の時間を超えた場合や、定期的なものではなく自宅及び外出などに長時間付き添った場合

日中 30 分ごと	4,000 円
夜間・早朝 30 分ごと	5,000 円
深夜 30 分ごと	6,000 円

緊急対応的訪問看護サービス

介護保険で緊急時訪問看護加算を契約していない利用者で、緊急訪問をした場合

1 回 1 時間程度	13,700 円
------------	----------

保険適応でない訪問看護サービス

介護保険・医療保険外の訪問看護

日中 1 時間ごと	8,000 円
夜間・早朝 1 時間ごと	10,000 円
深夜 1 時間ごと	12,000 円

死亡時の看護

死亡後のご遺体のケア	8,000 円
------------	---------

重度心身障害等医療費助成金支給申請書手数料	110 円
-----------------------	-------

12. 【付属文書】

1, 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【指定介護老人福祉施設】

特別養護老人ホーム高喜苑 (定員 50 名) 平成 9 年 8 月 1 日開設
鹿児島県 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

【指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護】

特別養護老人ホーム高喜苑 (定員 16 名) 平成 9 年 9 月 1 日開設
鹿児島県 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

【指定通所介護・指定介護予防通所介護】

武岡台デイサービスセンター (定員 55 名) 平成 14 年 10 月 1 日開設
鹿児島県 4670102880 号 平成 14 年 9 月 13 日指定

【指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護】

デイサービスセンター高喜苑 (定員 12 名) 平成 9 年 9 月 1 日開設
鹿児島県 4670100975 号 平成 17 年 4 月 1 日指定
鹿児島県 4670100975 号 平成 29 年 10 月 1 日休止

【指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護】

訪問入浴センター高喜苑 平成 10 年 9 月 1 日開設
鹿児島県 4670101288 号 平成 12 年 2 月 18 日指定
鹿児島県 4670101288 号 令和元年 10 月 1 日休止

【指定訪問介護・指定介護予防訪問介護】

ホームヘルプステーション高喜苑 平成 10 年 2 月 6 日開設
鹿児島県 4670101437 号 平成 12 年 2 月 10 日指定

【指定認知症対応型共同生活介護】

グループホーム武岡五丁目 (定員 9 名) 平成 14 年 8 月 6 日開設
鹿児島県 4670102823 号 平成 14 年 8 月 6 日指定
グループホーム武岡ハイランド (定員 18 名) 平成 15 年 7 月 1 日開設
鹿児島県 4670103268 号 平成 15 年 7 月 1 日指定

【ケアハウス】

シルバーフラット武岡台 平成 14 年 10 月 1 日開設

【居宅介護支援】

指定居宅介護支援センター高喜苑 平成 11 年 10 月 1 日開設
鹿児島県 4670100363 号 平成 11 年 9 月 29 日指定

【指定定期巡回随時対応型訪問介護看護】

済生会サポートセンターなでしこ 平成 25 年 4 月 1 日開設
鹿児島市 4690100971 号 平成 25 年 3 月 28 日指定

【サービス付き高齢者向け住宅】

済生会なでしこの杜 平成 26 年 11 月 1 日開設

【ミニデイ型通所介護サービス、運動型通所介護サービス】

済生会ヘルスサポートセンター武岡 平成 29 年 10 月 1 日開設
鹿児島市 46A0100192 号 平成 29 年 9 月 20 日指定